

現行の産業医制度の概要等

現在の産業医制度

産業医の選任義務（安衛則第13条第1項）

	1～49人	50～999人	1000～3000人	3001人以上
産業医の選任義務の別	選任義務なし (医師等による健康管理等の努力義務)	産業医 (嘱託可※)	産業医 (専属)	2人以上の産業医 (専属)

※ただし、有害業務に500人以上の労働者を従事させる事業場においては、専属の産業医の選任が必要。

産業医の職務（安衛則第14条第1項）

次の事項で、医学に関する専門的知識を必要とするもの

- ① 健康診断・その結果に基づく措置
- ② 長時間労働者に対する面接指導・その結果に基づく措置
- ③ ストレスチェック、高ストレス者への面接指導・その結果に基づく措置
- ④ 作業環境の維持管理
- ⑤ 作業管理
- ⑥ 上記以外の労働者の健康管理
- ⑦ 健康教育、健康相談、労働者の健康の保持増進措置
- ⑧ 衛生教育
- ⑨ 労働者の健康障害の原因の調査、再発防止

- ……具体的措置を、産業医以外の他の医師に委ねることができるもの

産業医の権能

- ◇ 事業者、総括安全衛生管理者への勧告
(安衛法第13条第3項、安衛則第14条第3項)
- ◇ 衛生委員会における労働者の健康障害防止対策等の調査審議
(安衛法第18条)
- ◇ 衛生管理者への指導、助言
(安衛則第14条第3項)
- ◇ 労働者の健康障害防止のための職場巡視及び現場における緊急的措置の実施
(安衛則第15条)

《平成29年6月施行》

- ◇ 長時間労働者等に関する情報の把握
(安衛則第51条の2、第52条の2等)

産業医の選任状況等について

【産業医の選任義務がある事業場における産業医の選任状況】

事業場規模	事業場数	労働者数	産業医選任率
1000人以上	1,944	3,774,310	99.8%
500～999人	3,973	2,752,037	98.7%
50～499人	158,428	18,154,574	86.5%
合計	164,345	24,680,921	87.0%

(平成22年労働安全衛生基本調査、平成26年経済センサス(一部推計含む))

【産業医の養成研修・講習を修了した医師の数】

- ・ 現在、産業医の養成研修・講習を修了した医師は約9万人(実働は推計約3万人※)。
※(公社)日本医師会産業保健委員会答申(平成28年3月)からの推計。
有効な認定産業医資格を有している者の数 × 産業医活動を行っている認定産業医の割合
- ・ なお、年度ごとに新たに産業医の資格を取得した医師数の推移は以下のとおり(厚生労働省調べ)。

	研修 (日本医師会)	研修 (産業医科大学)	産業医科大学卒業生 (産業医科大学)
平成24年度	1,662	901	94
平成25年度	1,687	630	92
平成26年度	1,691	1,017	98
平成27年度	2,401	996	101

産業医の職務実施状況等について

【長時間労働者への面接指導制度】

事業場規模	1000人～	500～999人	300～499人	100～299人	50～99人
産業医を選任し、面接指導に関与させている事業場割合※	86.7%	66.1%	49.8%	34.4%	14.5%
面接指導等実施事業場割合	83.0%	60.5%	42.1%	28.5%	12.6%

※ 産業医を選任している事業場の割合 × 産業医が実際に関与した業務として「長時間労働者への面接指導の実施」を回答している事業場の割合

(平成22年労働安全衛生基本調査)

【ストレスチェック制度】

検査実施者							
産業医	事業場内の 医師等 (産業医以外)	事業場外の 医師等	面接指導 実施	面接指導実施			面接指導 実施なし
				産業医 が実施	事業場内 の医師 (産業医以外) が実施	事業場外 の医師 が実施	
49.0%	8.6%	42.4%	27.0%	(80.1%)	(5.8%)	(14.1%)	73.0%

※ () 内は面接指導を実施した事業場の内訳

(平成29年3月時点速報値・厚生労働省労働基準局調)

産業医等の選任状況

(※)「産業医等」とは、事業所の労働者数が50人以上の場合は、労働安全衛生法で定める産業医、50人未満の場合は、労働者の健康管理を行うために事業者から選任された医師をいいます。

(%)

事業所規模	定期健康診断を実施した事業所の割合(A)	左記事業所のうち産業医等を選任している事業所の割合(B)	(A) × (B)
5000人以上	100	100	100
1000～4999人	99.6	99.2	98.8
500～999人	100	97.9	97.9
300～499人	99.6	98.8	98.4
100～299人	99.5	94.1	93.6
50～99人	98.5	78.6	77.4
30～49人	95.9	43.4	41.6
10～29人	88.7	33.3	29.5

(平成23年労働災害防止対策等重点調査報告)

長時間労働者への産業医等による面接指導

時間外・休日労働時間※が100時間／月超の労働者からの申出

※時間外・休日労働時間：休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間。

産業医等が面接指導を実施

働き方改革実行計画を踏まえた今後の産業医・産業保健機能の強化について（報告）（事務局案）（以下、本分科会資料において、「報告（事務局案）」という。）

1-イ 健康情報の事業場内での取扱ルールの明確化、適正化の推進

（ア）事業者は、労働者の健康情報の適正な取扱いのための必要な措置を講じ、その具体的な取扱いについて労使の関与のもと検討し、策定

（イ）国は、必要な事項を定める指針を公表

産業医等が就業上の措置に関する意見を述べる

（意見を勘案し、必要があると認めるとき）

事業者が就業上の措置を講じる

（配置・作業転換、労働時間短縮、深夜業減）

報告（事務局案）

1-ア 長時間労働者等への就業上の措置に対して産業医がより適確に関与するための方策

（ア）事業者は、就業上の措置に関する情報を産業医に提供

（イ）産業医が勧告を行う場合は、事前に事業者に意見を求め、勧告を受けた事業者は、勧告の内容を衛生委員会に報告

産業医は、労働者の健康を確保するため必要があると認めるときは、事業者に勧告

ストレスチェックの結果高ストレスと判定された者への 産業医等による面接指導

ストレスチェックの結果高ストレス者として選定された者であって、
面接指導を受ける必要があると実施者が認めた者からの申出

産業医等が面接指導を実施

産業医等が就業上の措置に関する意見を述べる

(意見を勘案し、必要があると認めるとき)

事業者が就業上の措置を講じる
(配置・作業転換、労働時間短縮、深夜業減)

産業医は、労働者の健康を確保するため必要があると
認めるときは、事業者に勧告

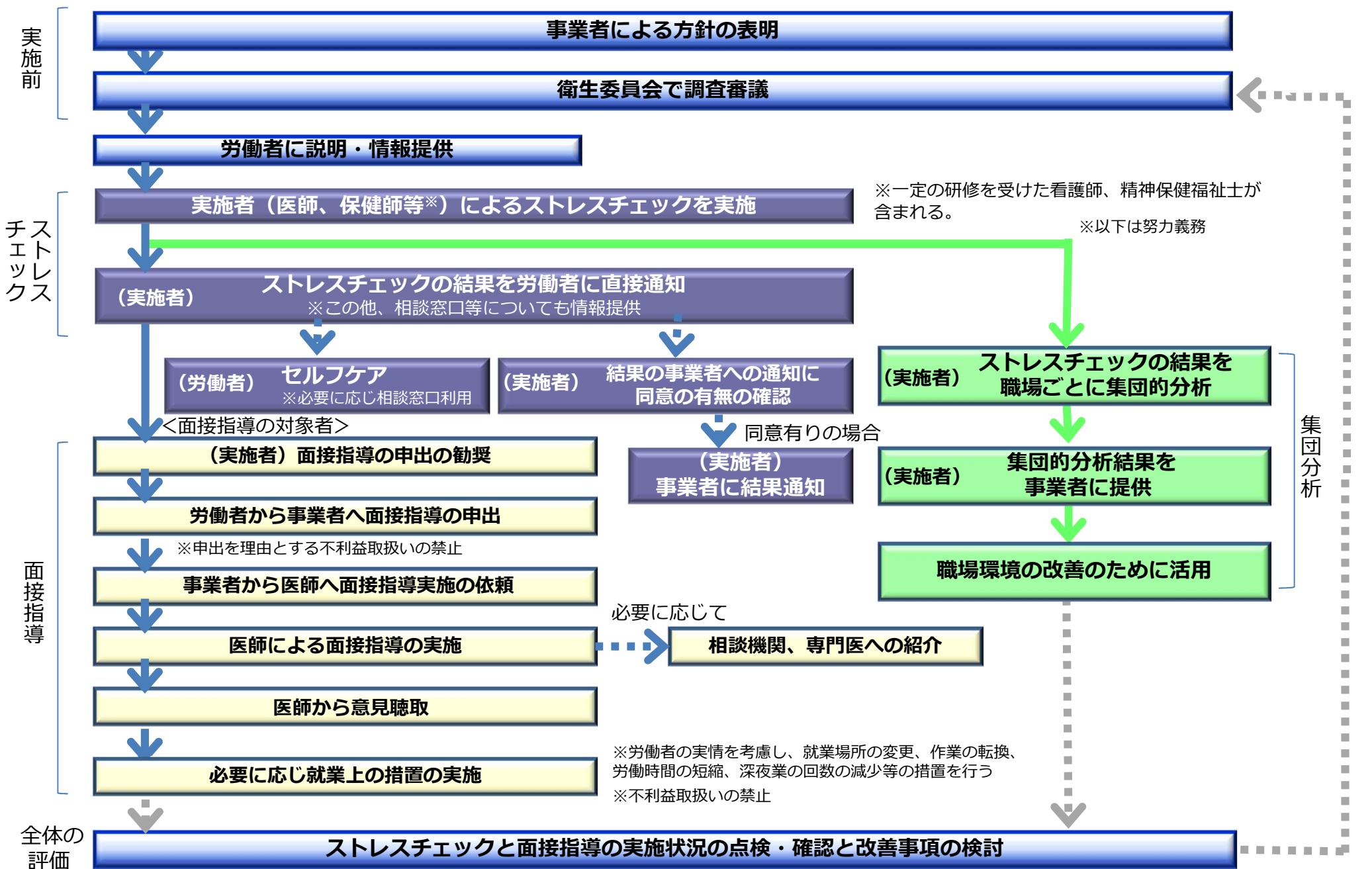
報告（事務局案）

- 1-イ 健康情報の事業場内での取扱いの明確化、適正化の推進
 - (ア) 事業者は、労働者の健康情報の適正な取扱いのための必要な措置を講じ、その具体的な取扱いについて労使の関与のもと検討し、策定
 - (イ) 国は、必要な事項を定める指針を公表

報告（事務局案）

- 1-ア 長時間労働者等への就業上の措置に対して産業医がより適確に関与するための方策
 - (ア) 事業者は、就業上の措置に関する情報を産業医に提供
 - (イ) 産業医が勧告を行う場合は、事前に事業者意見に求め、勧告を受けた事業者は、勧告の内容を衛生委員会に報告

ストレスチェックと面接指導の実施に係る流れ

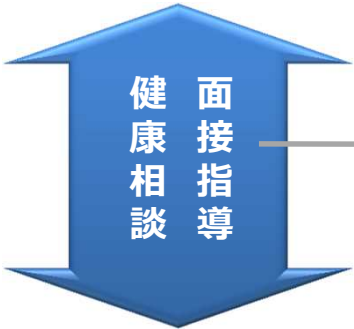


事業場における産業保健活動に係る体制

報告（事務局案）
2-ア 産業医の独立性、中立性を強化するための方策
(ア) 産業医は、産業医学に関する知識に基づき、誠実に職務を行わなければならない
(イ) 産業医は、産業医学に関する知識、能力の維持向上に努める
(工) 国は、産業医の養成体制の強化等を支援
2-イ 事業者は、労働者の健康管理等に必要な情報を産業医に提供
2-ウ (イ) 産業医の権限についてより具体化・明確化



産業保健スタッフ
産業医



労働者

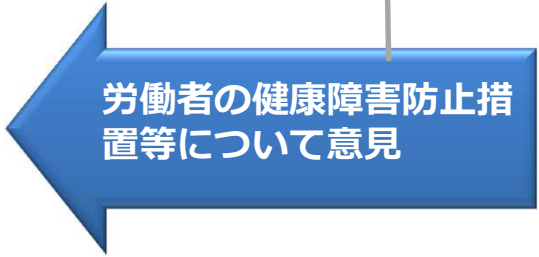
報告（事務局案）
2-ウ (ア) 衛生委員会において、産業医は労働者の健康管理の観点から必要な調査審議を求める



報告（事務局案）
1-ウ 労働者が産業医・産業保健スタッフに直接相談ができる環境整備等
(ア) 事業者は、労働者が産業医・産業保健スタッフに直接健康相談できる仕組みなど、労働者が安心して健康相談を受けられる体制を整備
(イ) 事業者は、健康相談の利用方法等を労働者に周知

報告（事務局案）
2-ア (ウ) 事業者は、産業医が離任した場合、衛生委員会に報告

事業者
労働者への就業上の措置
(労働時間の短縮等)



衛生委員会
総括安全衛生管理者 など
労働者代表
労働者の健康障害防止措置等の調査審議

○長時間労働者への産業医等による面接指導

事業者が残業時間が100時間／月超の労働者の情報を産業医に提供

※いない場合もその旨を情報提供する

産業医が残業時間が100時間／月超の労働者に面接指導の申出を勧奨

残業時間が100時間／月超の労働者からの申出

産業医等が面接指導を実施

産業医等が就業上の措置に関する意見を述べる

事業者が就業上の措置を講じる

産業医は、労働者の健康を確保するため必要があると認めるときは、事業者に勧告

○健康診断の結果に基づく産業医等からの意見聴取

健康診断の実施

健康診断結果

異常所見者に関する健診情報

産業医等が就業上の措置に関する意見を述べる

事業者が就業上の措置を講じる

産業医は、労働者の健康を確保するため必要があると認めるときは、事業者に勧告

(産業医等から求められたとき)
異常所見者の業務に関する情報を
産業医等に提供

労働時間、業務内容等の情報

産業医の資質向上及び産業医活動の有効活用について

産業医・産業保健機能の強化については、制度的な機能強化のみならず、産業医の資質向上や事業者が産業医と連携した有効な産業保健活動の促進が必要

<現在の産業医の資質向上の取組>

- ①産業医の養成研修において、多様な分野の科目を必修としている
 - ※「面接指導」、「カウンセリング」等の科目により、長時間労働者やストレスチェックの面接指導にも対応する実践的な研修を実施
- ②産業医になった後も、能力の維持向上が図られるよう、
 - ・産業医向けマニュアルを作成
 - ・全国の産業保健総合支援センターにおいて産業医向け研修を実施
 - ※産業医向け「面接指導マニュアル」研修 受講者数：10,752人（平成28年度）
 - ※産業医向け研修 受講者数：43,997人（平成28年度）

今後の取組

<更なる産業医の資質向上の取組>

- 産業医研修について、より現場のニーズにあった実践力が系統的に獲得できるよう、研修内容等の見直しを検討

<事業者が産業医の活動を有効活用し、産業保健の活性化を図る取組>

- 事業者による産業医の活用・連携に関する支援ツールの整備
- 事業者、人事労務担当者への研修を実施

産業保健スタッフ・事業者向け支援

産業保健総合支援センター

※47都道府県

事業場で産業保健活動に携わる産業医、産業看護職、衛生管理者をはじめ、事業主、人事労務担当者などに対して、産業保健研修や専門的な相談への対応などの支援

○産業保健関係者に対する専門的研修等

(H28実績 約4,400件 約13.9万人)

産業医、保健師、看護師、衛生管理者等を対象として、産業保健に関する様々なテーマの研修を実施。

○産業保健関係者からの専門的相談対応

(H28実績 約40,600件)

専門スタッフが産業保健に関する様々な問題について、窓口、電話、メール等で相談に応じ、助言を行う。

また、事業場の具体的な状況に応じた専門的な支援が必要な場合には、事業場を訪問する実地相談も実施。

○メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援

(H28実績 約5,900件 約1.8万人)

専門スタッフが中小規模事業場に赴き、ストレスチェック制度の導入について具体的なアドバイスをするなど、職場のメンタルヘルス対策推進のための支援を行う。また、管理監督者や若年労働者を対象としたメンタルヘルス教育も実施。

○治療と職業生活の両立支援 (H28実績 約400件 約492人)

治療中の労働者が就労を継続するために、事業場に対する支援を行う。

○事業主・労働者に対する啓発セミナー

(H28実績 約700件 約2.7万人)

事業主を対象とした、職場における労働者の健康管理等の産業保健に関する啓発セミナーや、労働者を対象とした、労働者のメンタルヘルス、生活習慣病対策等のセミナーを実施。

小規模事業場向け支援

産業保健総合支援センター 地域窓口

※325地区

労働者数50人未満の産業医の選任義務のない小規模事業場の事業者や労働者を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを提供

○労働者の健康管理（メンタルヘルスを含む）に係る相談

(H28実績 約73.3万人)

健康診断で、脳・心臓疾患関係の主な検査項目（「血中脂質検査」「血圧の測定」「血糖検査」「尿中の糖の検査」「心電図検査」）に異常の所見があった労働者に対して、医師または保健師が日常生活面での指導などを行う。また、メンタルヘルス不調を感じている労働者に対して、医師または保健師が相談・指導を行う。

○健康診断結果についての医師からの意見聴取

(H28実績 約54.8万人※)

健康診断で異常の所見があった労働者に関して、健康保持のための対応策などについて、事業主が医師から意見を聴くことができる。

○長時間労働者及びストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導

(H28実績 約1.5万人※)

時間外労働が長時間に及ぶ労働者やストレスチェックの結果、高ストレスであるとされた労働者に対し、医師が面接指導を行う。

○個別訪問による産業保健指導の実施

(H28実績 約2.3万件※)

医師、保健師または労働衛生工学の専門家が事業場を訪問し、作業環境管理、作業管理、メンタルヘルス対策等の健康管理の状況を踏まえ、総合的な助言・指導を行う。

※労働者の健康管理（メンタルヘルスを含む）に係る相談の内数

